

(午前 10時00分)

○議長（佐藤忠吉） おはようございます。

ただ今の出席議員は10人であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成25年第5回真室川町議会臨時会を開会いたします。

五十嵐久芳議員から欠席届が出されておりますので報告いたします。

○議長（佐藤忠吉） ただちに、会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程にしたがい進めてまいります。

○議長（佐藤忠吉） **日程第1**、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において指名いたします。10番佐藤勝徳君、1番平野勝澄君の両名を指名いたします。

○議長（佐藤忠吉） **日程第2**、会期の決定を議題とします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会に諮り、本日1日限りとの報告がありました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定いたしました。

○議長（佐藤忠吉） **日程第3**、諸般の報告をいたします。地方自治法121条の規定により議案等の説明のため出席要求を求めています。お手元に配布しておりますとおり出席通知がありましたが、総務課長からは、欠席届けが提出されております。

6月28日からの私の日程報告と、皆さま方と私の当面の日程を参考資料としてまとめておきましたので、ご参照ください。

私の方からは以上であります。執行部から報告はございませんか。町長 井上薫君。

○町長（井上薫） 報告いたします。1点目は、第27回真室川音頭全国大会についてであります。7日の日に開催し、参加者52人中決勝大会に20名が出場し、シニアの部では、東町一の新田ハルさんが優勝されました。

大雨についての状況であります。主に8日、9日の大雨によるこれまでの被害状況は、お渡しした資料の通りであります。今回、議案提出している内容で、応急、復旧等を行っていますが、地盤が雨で緩んでいる箇所もあると思われることから、今後も警戒をしております。なお、国道344号については、安全確認が出来るまで、当分の間通行止めを行うと最上総合支庁から連絡が来ております。今日の段階におきましても、まだ地盤が動いているというような状

況であります。町としまして、本日9時をもって、豪雨災害対策本部を設置したところであります。今後、なお調査しながら町の災害復旧に向けて努力してまいりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

17日に文部科学省の地(知)の拠点整備事業に当町がエントリーされ、山形大学の結城学長、北野副学長をはじめ、東北創生研究所のメンバーと共に上京し、ヒアリングをしてきたところであります。決定が8月上旬の予定であります。承認されましたら、東北創生研究所の皆さんと共にですね、町の課題等の解決に向けて努力してまいりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

火災についてであります。東町二の山猿の誤報であります。7月12日金曜日、5時21分頃近所の人達が店のチャーシュー鍋のコンロの消し忘れということで、煙が発生し、それを近所の方が間違って通報しまして、出動しましたが誤報ということで解散したところであります。

7月14日に中央公民館で、雨による誤報だったと思うのですが、2時53分に報告がありましたが、誤報ということで、消防隊が出動したところでありますけれども、誤報ということで解散しております。

次の日、7月15日1時59分に、旧及位中学校でこれも雨による感知器の誤作動ということで出動してまいったところであります。

7月18日に庄司工業従業員の休憩所から出火しまして、2時41分に通報があり、3時6分に鎮火したところであります。ポンプ車2台、小型動力ポンプ積載車3台、人員16名で対応したところであります。

今後も火災等に十分対応しながら、また町の設備についても十分点検をしながらまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。以上であります。

○議長(佐藤忠吉) **日程第4、報告第5号** 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長 井上薫君。

○町長(井上薫) 提案理由の説明をいたします。

平成25年5月真室川町議会臨時会に提出しました、報告第5号につきましてであります。専決処分の報告についてで、平成25年度真室川町の一般会計補正予算であります。本件は、規定の歳入歳出予算総額48億1,064万3,000円に、歳入歳出それぞれ2,185万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれを48億3,250万円と定めた補正予算であります。歳出につきましては、主に7月8日、9日の大雨による災害の復旧に関して、11款災害復旧費において、農業用施設災害復旧費の諸災害復旧事業費補助金が417万6,000円、公共土木施設災害復旧費の応急復旧作業委託料が1,348万1,000円、公共災害測量設計委託料が300万円、応急復旧原材料費が100万円等であります。

歳入につきましては、9款交付税で、同額を当てました。以上につきまして、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありませんか。10番 佐藤勝徳君。

○10番（佐藤勝徳） 一つお尋ねいたします。歳出で、農林水産と公共土木施設の災害復旧費が計上されておりますが、先ほど、町長からも諸般の報告の中で、概略については報告があったわけですが、出来れば担当課長から、その詳しい内容について、この度の大雨の災害の状況の、詳しい状況についてお知らせ願えればと思っております。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長 佐々木明君。

○産業課長（佐々木明） それでは、農業施設災害復旧費に係る説明をさせていただきます。災害一覧については、お手元に配布済みかと思われませんが、それらをご覧いただきながらお聞きいただければと思っております。16日までの把握の中のものでございますけれども、当方で受けた災害報告ならびに現地確認箇所は、29箇所となっております。その内、今般、小災害復旧事業対象として22件予算の要求をさせていただいたところでありまして、その他、町道災害と一体的に復旧済みの部分が3件ございまして、自力復旧済みが3件でございます。なお、河川事務所等との協議中が1件ございまして、合計29件、予算要求に関しては29件となっております。なお、被害の内容でありますけれども、水田の法面の崩落、法面崩落が11箇所ございました。それから、水路ですね、水路の崩落、あるいは洗掘等が9箇所、その他農道の崩落、河川氾濫による水路の閉塞等々含めまして発生してございます。なお、地域的な災害発生箇所を見ますと、真室川地区、安楽城地区が多ございまして、大滝、北部については今回の報告には上がってきていないという特徴的な点がございまして、マスコミ情報によりますと、7月に入ってから1,000mm近い程の豪雨があるということですが、そのわりには大規模な災害発生に至らなくて安心しているというのが実態でございます。今後、これらの災害発生箇所の復旧に全力であたって行きたいと考えてございます。以上です。

○議長（佐藤忠吉） 建設課長 高橋忠君。

○建設課長（高橋忠） 建設課で管理してございます関連するものにつきまして、新聞報道等もありました国道344号線の災害が1件、あとは県道に関する災害というか、道路の漏水等が3件程、あとは国が管理する河川につきまして、町でも関連がございまして、金山沢川の流雪溝の用水路がございまして、用水路の管理用道路が、金山側の増水により洗掘されまして、管理用道路が一部、30m程流出した部分がございます。あとは、片杉野堰ですか、あの堰の型が約30mほど欠損している部分がございます。あとは、安久土の取水ポンプの土砂の置き上げ等でございますか。県河川におきましては、秋山沢川の排水ゲートの閉塞により、近隣住民が床下浸水寸前まで行ったという報告を受けてございます。あとは、鍋倉沢川の倒木の発生等、鮭川におきましては太郎地区の右岸護岸の欠損による農道の欠損が発生してございます。あと記載の通

り、町道に関しましては約14件程の被災がございまして、今回の降雨による傾向としまして、木の倒木等による被害が甚大であったというような印象を受けてございます。1点目が、町道新及位・中ノ股線でございますが、隣接する塩野川地区の、隣接する国有林の木が山腹で倒木しまして、道路に落ちているような状態がございましたので、これらの処理について対応をしてきた経過がございまして、あとは、町道砂子沢、小国線でございますが、これも倒木による通行止めでございます、谷地地内でございますが、これにつきましても応急に復旧等を対策させていただいております。あとは、町道関沢、塩沢線でございますが、これも倒木による通行止めということで、翌日以降、急遽民間がございまして対応をしてきた経過がございまして、あとは、関沢、塩沢線につきましては、路肩の欠損が2箇所ほどございまして、2箇所の距離が100m以内ということで、1箇所扱いになる災害の適応を受けられるような被災にしております。あと、町道小国、西川線でございますが、西川よりの所でございますが、路面が陥没したというような災害が発生してございまして、これも災害の国庫負担の申請を前段として今準備を執り行っているところでございます。あと、建設課の方に入っている情報としましては、林道によるものが1件とその他5件ということでございまして、これらの取りまとめをしましたものにつきまして、応急対応を図るべく、今回予算を要求させていただいたものでございます。あと、344号の件でございますが、13日に山新報道では、段差が約7cm程という報道がございました。13日に7cmでしたが、昨日現場の方を確認したら、段差が80cmくらいになっていました。ですので、道路の路面は今だに動いているような状態でございますので、その辺は山形県の方でも伸縮装置等を現場に2箇所ほど設置しまして、地盤の移動等を検束しているような状態がございましたので、ご報告申し上げます。以上です。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありませんか。8番 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） 今回の災害はまだ確定したものではないと思います。これはまだ継続して被害の状況があがってくると思いますが、まず、今回産業課関連で、ここに22件上がっています。予算が約420万円ですか。だいたいこれざっと計算して、こういうことですか。小災害の限度が40万円ですから、その半分という見積もりで400万円という金額になったのですか。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長 佐々木明君。

○産業課長（佐々木明） すでに現場に業者が入って見積もりが出てきている部分も若干ございますが、この連続した雨の中で、また災害地が動いていると。あるいは、土が、土砂が地盤がゆるくて、まだ重機等で整備出来ないというそういう状況の中で、今見積もりを徴収しておるといふ事業主体が殆どでございまして、そういう意味で補助対象事業の上限を見ながら、今般要求させていただいたものが22件の中に結構多くございます。

○議長（佐藤忠吉） 8番 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） それから、この中で自力復旧というのが3件あるのですが、例えばですよ、8

日ですか、あの雨が降った時点で急激な増水によって、現状が崖崩れがあつて、例えば沢が堰き止められたと、で、そのままにしておくと水田なんかはかなり被害を被るわけです。という観点から、自力で復旧したという事例もあるわけです。こういうものについては、例えば後ほど当然ながら機械を頼んで撤去したと思うので、まあ、写真は撮っていると思うのですが、そういうものは事後にそういう申請をした場合には、この小災害対応という形で補助金も出せるような形になるのですか。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長 佐々木明君。

○産業課長（佐々木明） 自力復旧で3件という報告をさせていただいております。今後も自力復旧が出てくるだろうと想定されますし、これまでも報告がないけれども、災害が発生して自分達でやっているんだというものもあろうかと思えます。そういうもので、所謂仮復旧という形の中で、当面忍ぶということで、本復旧を今後考えていくという受益者の考え方があれば、それは申請をしていただきながら、要件にあうものについては、補助対象に扱っていきたいと考えます。

○議長（佐藤忠吉） 8番 佐藤正美君。

○8番（佐藤正美） それからもう一つ聞きたいのですが、確かこの前の災害は確か22年でしたか、あれはかなり大きな被害であつたと思うのですが、あの当時、農用地災害は全て町の財源で復旧したという経緯があります。今回は、全てこの小災害対応で、負担金を出してもらって復旧するという形をとるわけですか。それともあの時点のような対策は取れないのですか。

○議長（佐藤忠吉） 産業課長 佐々木明君。

○産業課長（佐々木明） 22年、3年前の9月の災害をおっしゃっていると思いますけれども、農用地関係の災害だけみますと200件程ございました。件数的にも今回の10倍程の規模であるということ、全町的なものであつたこと。更には被害額も2,600万円程と上がっていますね、農業関係だけで。更には、稲刈りを控えて、なかなか自力作業も出来ないような時期にあつたと、そういうことを総合的に判断しながら、平成16年の災害と匹敵するものという中で、22年については全額町負担の中で復旧を行ってきたという経過があるようでございますが、今般については通常の補助要綱に定めた2分の1自己負担という中で補助体をとってまいりたいと思えます。

○議長（佐藤忠吉） 質疑を求めます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、討論を終わります。

これより、本案を採決いたします。本案は、原案のとおり、決定することに、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐藤忠吉) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長(佐藤忠吉) **日程第5**、発議第12号 議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

主旨説明を求めます。9番 佐藤一廣君。

○9番(佐藤一廣) 発議第12号 議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について。地方自治法第112条並びに会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。平成25年7月19日。真室川町議会議長 佐藤忠吉殿。提出者、真室川町議会議員、佐藤一廣。賛成者、真室川町議会議員、外山正利、賛成者、真室川町議会議員、名村肇。

趣旨説明。本案は、国が被災地への復旧支援財源確保のため、地方への交付税減額措置を行っていることにより、町財政の運営に大きな影響を与えている状況にかんがみ、住民の代表である我々議員も、住民サービスの低下を招かぬよう、財源確保の一助となるべく自発的に報酬を削減するために提案するものでございます。以上でございます。

○議長(佐藤忠吉) 質疑を求めます。質疑はありますか。1番 平野勝澄君。

○1番(平野勝澄) 参考までに執行部の方にお聞きしたいのですが、特別職を除く町職員の平均給与月額、今この場で答えられますでしょうか。出来ればお願いしたいのですが。

○議長(佐藤忠吉) 平野勝澄君に申し上げます。もっと具体的に、主旨と言いますか、分かり易く説明をしてください。

○1番(平野勝澄) これ以上具体的な聞き方はないと思っていたのですが、つまり今回この条例をもって削減される議員の報酬との比較を行いたいと思ひまして、町職員の特別職を除いた一般職の職員の平均給与月額がわかりますでしょうか。

○議長(佐藤忠吉) 一般職の月額給与。

○1番(平野勝澄) 平均の月額です。

○議長(佐藤忠吉) 月額の平均給与をお聞きしたいということですね。

○議長(佐藤忠吉) 町長 井上薫君。

○町長(井上薫) 平成25年度の一般会計の予算書の122頁に記載されておりますが、行政職の平均は343,672円、技能労務職が354,368円であります。

○議長(佐藤忠吉) 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (佐藤忠吉) なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。1番 平野勝澄君。

○1番 (平野勝澄) では、原案に反対の立場から討論させていただきます。始めに申し上げたいことを一つございますが、私としましても既に町の職員の方々の給与の削減というのが決定していると。これに対して議員が何も身を切らないで良いのかという点では、これは同意出来ないものではないと個人的な考えとしては持っておりますが、しかし、町職員の給与削減の際にも申し上げた反対理由が幾つかございましたが、その内のそもそもの国がこういう形で交付金を削減した、その削減したものが実際に震災の復興に回るかどうかの補償は定かではない。これは、その質疑の際の町長の答弁からも明らかであったろうと思います。地域経済に与える影響という点では、議員報酬の削減額、これはそう大きな影響は与えないであろうと思われるので、ここでは反対理由にはあげませんが、それに合わせまして、国のこういうやり方での交付金の削減と合わせての職員の給与の削減を押し付けてきたという点。これはそれに歩調を合わせて議員も報酬を削減するという点では、これは反対の理由にあげてよいものだと私考えております。国のやり方に従って、職員の給与を減らすのだから、議員の報酬も減らすと。こうした考え方は、私は反対をせざるを得ないと考えております。そもそも日本共産党として、議員報酬のあり方ですが、これ市町村毎、あるいは県、国といったそれぞれの単位で、それぞれの対応をしております。県内の一部の市などでは、常識的にこれは余にも金額が多すぎるのではないと思われるような自治体においては、むしろ共産党の議員の方から削減の提案もしてまいりました。しかし、町村部においてどうか。ただ今、質問をさせていただいて確認をさせていただいた通り、一つの目安として職員の給与平均額というものが議員の給与を考える際には、参考になるものと思われませんが、現在の議員の報酬、月額にしますと233,000円です。私、先ほど今月の報酬の支給明細がきましたので、そこから更に家賃ですとか、水道光熱費とか引いてみましたところ、4万円を切る状態しか手元に残らない。可処分所得はその程度であると。職員の平均給与に比べても10万円程度低いというような状況から、更に議員の報酬を減らすという、このことは、私のように専業で議員をしているとは言いながらも、政党から一定の活動費の補助があったり、また独り身で責任を持つべき家族を持たない、そういう立場の人間、あるいは多くの同僚の皆さんのように農業収入があるとか、何か副業をお持ちでその点では、収入においては議員報酬が全てではないと、そういう立場の人間しか議員になることが出来ないということに今後繋がっていくのではないかとこのことを危惧いたします。それと合わせまして、今回のような状況での削減の提案ということについては、このやり方には同意出来ないかと重ねて申し上げたいと思います。本来、議員の報酬削減やあるいは、その逆も含めてですが、

どうあるかということを考える際には、次元的な、今回の場合3月までのというような考え方ではなくて、本来、例えばこの町であれば、町民の多くの方々の収入の水準等をよく調査をした上で、恒久的な報酬の金額を決めていくというような論議がなされるべきではないかと考えております。以上、申し上げましたが、私としましてはこの議案に対しては反対をさせていただくということをお願いしまして、反対討論を終了します。

○議長（佐藤忠吉） 次に原案に賛成者の発言を許可します。3番 外山正利君。

○3番（外山正利） おはようございます。発議第12号 議会の議員の報酬に関する条例の一部を改正する条例制定についての賛成の立場で討論をいたします。

本提案は、国が被災地への復興財源確保のため、地方交付税減額を行ったことにより発生したものでございます。第4回の真室川町議会臨時の議案第46号、47号で特別職および一般職の給与の臨時特例に関する条例の制定の議案承認をしたものでございます。本案の議員報酬削減とは直接的には関係ないわけではありますが、提案内容の通り、町財政の上に大きな影響を与えている状況にかんがみ、住民の代表である我々議員も、住民サービスの低下を招かぬよう、財源確保の一助になるべく自発的に報酬を減額するために提案しているものであります。山形新聞の本日の朝刊の見出しに、39都道府県給与削減を実施し、7月から給与カットしていない8都府県は9月実施を目指して協議中の記事が今日の山新に出ておりました。地方からは、政府は強引との批評が相次ぎ、8日の全国知事会議では、地方の自主性を尊重し、2度と引き下げを要請しないよう求める提言を決めております。このように、問題があるにせよ、職員の給与削減減資が、東日本大震災の復興財源を確保する大儀には、東北に住む者として賛成せざるを得ないと思います。職員、町民感情に配慮し、本案に賛成するものでございます。議員、各位の良識の判断をお願いして、賛成討論に変えさせていただきます。以上です。

○議長（佐藤忠吉） 他に討論の方、いませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤忠吉） なしと認め、これで討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（ 賛成者起立 ）

○議長（佐藤忠吉） 有難うございます。起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤忠吉） 以上をもって、本臨時会に付議された事件は、すべて終了いたしました。会議を閉じます。

よって、平成25年第5回真室川町議会臨時会は、これをもって閉会といたします。大変ご苦

労さまでした。

(午前 10時35分)